

帯広市立学校に係る部活動の方針

令和元年 9 月

帯広市教育委員会

(令和 8 年 4 月改定)

＝ 目 次 ＝

はじめに

帯広市立学校における部活動の意義・目的について……………	2
方針策定の趣旨等……………	3
本方針の適用の範囲……………	4

第1章 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の活動方針の策定等……………	5
(2) 指導・運営に係る体制の構築……………	6

第2章 適切な指導・安全安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶……………	7
(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進……………	8

第3章 適切な休養日等の設定…………… 10

第4章 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 統廃合や新たな取組、合同チーム等の編成……………	12
(2) 地域との連携等……………	14

第5章 学校単位で参加する大会等の見直し…………… 15

第6章 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組……………	15
(2) 女子の指導に当たっての留意点……………	15
(3) 部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり……………	16
(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり……………	16
(5) 家庭や地域との連携を図る取組……………	16
(6) 障がいのある生徒の部活動の充実……………	16

終わりに…………… 17

参考資料…………… 17

はじめに

帯広市立学校における部活動の意義・目的について

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。

また、令和2年策定の帯広市教育基本計画においては、次のとおり基本理念と基本目標が設定されている。

○帯広市教育基本計画（令和2年策定）

<基本理念>

ふるさとの風土に学び 人がきらめき 人がつながる おびひろの教育

<基本目標>

(1) 夢の実現に向けて自立し 互いに支え合う人づくり

社会の変化が激しく先行き不透明な時代において、子どもたちは将来に夢や希望を持ち、その実現に向けてたくましく生きる力を身に付ける必要があります。また、人口減少やグローバル化が進む中、生まれ育った地域を大切にし、多様な考えや文化的背景を持つ人と協働することのできる人材の育成が求められています。

(2) 生涯にわたり学び 活躍できる人づくり

誰もが自らの人生を充実させ、地域社会などで活躍していくためには、社会の変化をチャンスと捉え柔軟に対応しながら、生涯にわたり学びを続けていくことが重要です。また、知識や技能の習得をはじめ、創造力や心身の健康を育む活動などを通じ、人と人につながり、支えあい、活気あふれる地域づくりにつなげていくことが求められています。

本市立学校における部活動の意義・目的については、この帯広市教育基本計画を受け、学習指導要領に基づきながら、次のように定義する。

- 学校における部活動の意義は、資質・能力の育成や望ましい人間関係の形成等に資する学校教育の一環であるものとする。
- 部活動の目的は、生徒の自主的・自発的な活動を通して、異年齢を含む多様な関係の中で自己肯定感を高め、スポーツや文化、科学等に親しみながら多様な学びを経験する機会とする。

部活動は、学校経営方針に基づき計画・実施される教育活動であり、教育課程との関連が図られ適切に実施されるものである。

心身の成長が著しい生徒にとって、部活動は、自らの適性や興味、関心などをより深く追求していく好機であり、すべての生徒が自主的、自発的に活動に取り組むことができる体制づくりが求められている。そこで、生徒自らが目標を設定し、その達成に向けて粘り強く挑戦するとともに、公正と規律を尊ぶ態度を身に付けるなど、自己の成長を促していくことを最大限に尊重されなければならない。

部活動は、学級や学年の枠を超えて行われる集団活動であり、生徒が互いに協力し、切磋琢磨するとともに、自己の役割や責任を果たすことにより、集団づくりに寄与することになる。また、集団での達成感を味わうことなどを通して、他者を思いやる心や好ましい人間関係、連帯感等の社会性を育むことになる。

なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむためには、日頃の指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた生徒一人ひとりの取組状況や体力、技能の向上について、適切な指導や支援策を講じることが必要である。その結果、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通じて、その活動に自分なりに意義を見出すことが大切である。

方針策定の趣旨等

本市立学校の部活動の意義・目的を達成するためには、生徒の自主的、自発的な活動を促すとともに、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的、効果的に行われる必要がある。

こうした中、令和4年（2022年）12月、スポーツ庁及び文化庁は、平成30年（2018年）に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動

の在り方等に関する総合的なガイドライン」として全面的に改定を行った。北海道（以下「道」という。）では、国のガイドラインに則り、広域性や気候など本道の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を策定することとした。

これらの動きを受け、帯広市教育委員会(以下「市教委」という。)では、帯広市校長会及び教頭会をはじめとした関係者による「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」においても、部活動などの在り方について議論をし、本市の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、北海道の方針を参考に平成 31 年 1 月「帯広市立学校に係る部活動の方針」(以下「本方針」という。)を策定しており、令和 5 年 4 月に改定することとした。

さらに、令和 7 年(2025 年)12 月、文部科学省は、部活動の改定を加速させていくため、新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)を策定したところであり、令和 8 年 3 月、道では北海道の方針の改正をしたところである。この動きを踏まえ「帯広市立学校に係る部活動の方針」を改定することとした。

本方針の適用の範囲

本方針は、国のガイドライン及び道方針を参考に、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に向けた取組を推進ために策定するものであり、中学校(義務教育学校後期課程を含む)段階における部活動を主な対象とし、部活動が地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものとする。

また、本方針の基本的な考え方は、学校の種類の違いにかかわらず該当することから、高等学校も速やかに改革に取り組む必要があるが、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点を考慮するものとする。

なお、学校での音楽やダンスなど同好会等の活動が、学校の管理下で顧問(責任者)の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。

また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけ又は活動を強制することがないように留意する。

小学校段階（義務教育学校前期課程を含む）やクラブチームに所属している児童生徒においても、中学校や高等学校の部活動と同じようにスポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行っている場合については、学校において、児童の発達の段階や教師の負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する。

なお、令和 8 年 3 月 26 日に北海道の方針が改定されたことから、帯広市の方針においても令和 8 年 4 月に改定する。

第 1 章 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の活動方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。

イ 校長は、上記アの「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先などを学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 校長は、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）に対し、市教委が指定する様式に基づき、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）の作成と提出を求める。

また、校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導する。

エ 校長は、上記ウの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導又は是正を行う。

オ 校長は、部活動顧問に対し、「学校の部活動に係る活動方針」と年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布し、「活動方針」と合わせて、保護者、生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒、保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部活動の目的や指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意するとともに、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。

エ 市教委は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、生徒への日常的な指導だけではなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。

なお、校長は、部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰(暴力)、いじめ等の不適切行為はいかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、関係団体の協力を得ながら必要な研修を行う。

オ 市教委は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や体罰、いじめ等の不適切

行為はいかなる場合も許されないことの徹底、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修等の取組を行う。また、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

また、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努める。

カ 市教委及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に業務改善及び勤務時間管理等を行う。

第2章 適切な指導・安全安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

市教委及び校長は、以下の点を踏まえ、顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切な行為の未然防止を徹底する。また、事案発生時には、迅速な対応及び再発防止の徹底を図ることとする。その際、顧問の教員等任せにせず、市教委や学校組織全体で対応に当たることが特に重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応することとし、事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教員等の処分を実施する。

○部活動においては、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方法等を考える必要があること。

○目標や指導方法等の設定に当たっては、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むことや、発達段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意するとともに、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことがないようにする必要があること。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。

- 指導者による暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切な行為は、いかなる場合も許されないこと。特に、盗撮を始めとした性暴力は、生徒の生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識し、絶対に行ってはならないこと。
- 「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等のもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
- 指導者には、生徒同士等の暴力行為やいじめ等の不適切行為を防止する役割が求められていることから、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切な行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどに留意すること。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 運動部活動における適切な指導の実施

校長、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえ、適宜、支援及び指導、是正を行う。

また、校長は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。

- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入などにより、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携、協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

イ 文化部活動における適切な指導の実施

校長、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰、ハラスメント、いじめ等の不適切な行為の根絶を徹底する。市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導、是正を行う。

また、校長は、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導、徹底する。

- 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習が生徒の心身に影響を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解すること。
- 生徒の文化芸術等の能力向上や、生涯を通じて文化芸術等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コ

ンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携、協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

ウ 部活動用指導手引の活用

市教委及び校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者が合理的でかつ効率的、効果的な指導を行うことができるよう、関係団体等が作成した部活動用指導手引等を有効に活用する。

第3章 適切な休養日等の設定

ア 中学校及び高等学校における部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間の合計は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

生徒が、部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする。

※休日に2日連続して活動することについては、生徒が休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができ、教員に過度な負担をかけずに実施することができる場合は可能であるが、あくまで休日の部活動を地域展開していく中で、地域クラブが柔軟に対応できるように休養日の設定基準を改定したものであり、無条件に休日に2日連続して活動することを認めるものではない。

◇部活動の休養日・活動時間の原則（学期中・長期休業中）

学期中	【休養日】 ☐ 週当たり2日以上 ☐ 学校閉庁日は休養日に設定 ☐ 道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日に設定 【活動時間】 ☐ 平日は、長くとも2時間程度 ☐ 週末・祝日は、長くとも3時間程度 ☐ 週当たり11時間程度
長期休業日	【休養日】 ☐ 学期中に準ずる（週当たり2日以上） ☐ 学校閉庁日は休養日に設定 【活動時間】 ☐ 平日・週末・祝日ともに長くとも3時間程度 ☐ 週当たり11時間程度

◇学期中の週の練習日程（例）

土	日	月	火	水	木	金
3 h	休養日	2 h	2 h	休養日	2 h	2 h

週末又は祝日に1日以上休養日

平日は週1日以上休養日

大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

イ 高等学校段階においても、上記アの基準を基本とするが、校長からの申出があった部活動が、市教委が別に定める要件に当てはまる場合は、休養日や活動時間を弾力的に設定することが考えられる。

弾力的に休養日等を設定する際には、下記ウの休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとし、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

その際、当該部活動の活動計画及び活動実績を市教委に提出する。

(ア)休養日の弾力的な設定

- a 学期中は、週 1 日以上 of 休養日を設けるほか、月 1 日以上 of 休養日を設ける。また、学校閉庁日を休養日とする。
- b 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(イ)活動時間の弾力的な設定

- a 1 日の活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、休日 4 時間程度とし、週当たりの活動時間は、長くとも 16 時間程度の範囲内とする。

ウ 校長は、第 1 章(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、本方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導又は是正を行うなど、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえて、次のように実施する。

- 定期テストや主要な学校行事前に 3 日間以上の部活動休養日を設定すること。
- 週間、月間単位での活動頻度及び時間の目安を定めること。

第 4 章 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 統廃合や新たな取組、合同チーム等の編成

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を

考慮した上で、学習指導要領解説において、部活動の位置づけが明確化されたことや、部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮について記載されていることにも留意し、既存の部活動の統廃合を検討などと合わせて、競技力や技能の向上、大会等での成績以外にも、適度な頻度のスポーツや芸術文化等の活動に興味や関心をもつ生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる新たな取組として、マルチスポーツ部や総合文化部等の集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討する。

なお、統廃合や新たな取組の推進に当たっては、教職員の配置や生徒及び保護者のニーズ等に配慮しながら、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

イ 市教委は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を行うことができない場合や、部活動指導員を配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることのないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。市教委や校長は、例えば、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の体調、精神面、負担が過度とならないことなどを考慮した上で、実施の可否を判断する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含まないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

ウ 校長は、性別や障がいの有無、得意不得意に関わらず生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことや、個別の課題や挑戦を大切にすること、過度な負担とならないよう活動時間を短くすることなどの工夫や配慮をする。

エ 市教委及び校長は、部活動は全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生

徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(2) 地域との連携等

ア 市教委及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 市教委及び校長は、地域の実情等に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 市教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。

エ 市教委及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び文化芸術等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

オ 市教委及び校長は、地域や学校の実情に応じて、地域で実施されている地域クラブ活動と同じ分野の部活動について、休日の練習を共同で実施することや、休日に限らず平日においても、連携して活動することなどを検討する。

カ 市教委及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

第5章 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教委は、学校の部活動が参加する大会等(地域からの要請により参加する地域の行事や催し等を含む。以下同じ。)の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

イ 校長は、本方針の第3章に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことなどを考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

第6章 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

市教委は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足(注)、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

(注)「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

(3) 部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり

部活動は、学校教育の一環として、教育課程と連携した活動であるとともに、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導、徹底する。

- 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であることなどを、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問等と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
- 部活動の指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は、いかなる場合であっても許されないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であることなどの特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導、徹底する。

- 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者が、生徒のリーダー的な資質、能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養などの望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配りなどにより、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長は、保護者に部活動を公開する場を設けるなど、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

また、上記第5章アの要請及びイの精査に当たっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用などにより、学校と地域が共に子どもを育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

市教委は、障がいのある生徒が大会等に参加することができるよう配慮すること

について、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

終わりに

- 市教委は、学校の取組状況などを踏まえるとともに、国(文部科学省、文化庁、スポーツ庁等)や中央教育審議会、北海道教育委員会の動向等も注視しながら、必要に応じて、本方針の内容の見直しを行うこととする。
- 校長は、本方針が見直された際、速やかに「学校の部活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行う。

※ 参考資料

- 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」 (平成30年 北海道教育委員会)
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年 スポーツ庁)
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年 文化庁)
- 静岡市立中学校部活動ガイドライン (平成30年 静岡市教育委員会)
- 北海道の部活動の在り方に関する方針 (平成31年 北海道教育委員会)
- 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン (平成31年 文部科学省)
- 北海道の部活動の在り方に関する方針 (令和5年改定 北海道教育委員会)
- 北海道の部活動の在り方に関する方針 (令和6年改正 北海道教育委員会)
- 北海道の部活動の在り方に関する方針 (令和8年改正 北海道教育委員会)